

新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会の傍聴に関する要領

1 傍聴人の決定

新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会及び分科会（以下、「懇談会等」という。）の傍聴人は、座長が決定する。

2 傍聴人の定員

懇談会等における傍聴人の定員は、10 人とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、懇談会等傍聴申込書（様式 1）により、座長に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みは懇談会開催当日、開会予定時刻の 30 分前から、会場の受付にて開始し、懇談会等開始の 10 分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式 2）、傍聴人心得（別紙）及び懇談会等資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、懇談会等開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者。
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (6) その他懇談会等を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者。

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。

- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他懇談会等を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に座長が許可した場合は、この限りではない。

9 座長の指示

座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。